

令和7年度 岩室地区小学校開放利用団体登録について

1 利用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(お盆:8月9日～17日及び前後数日間、年末年始:12月27日～1月4日及び前後数日間を除く。)

※学校行事、工事、災害時の対応等で利用中止をお願いする場合がありますのでご了承ください。

2 小学校の利用団体について

利用団体の条件は以下のとおりです。

- ① 10名以上のメンバーで構成され、岩室地区に在住・在勤・在学する者であること。
- ② 原則として屋内種目であること。
- ③ 営利を目的としないこと。(営利とは:「指導者及び主催者が、会員からの会費・謝金などにより、生計の全部もしくは一部を立てていることを指す」)

3 申請書の記入上の注意

「団体登録(変更)申請書」※記入もれがある場合は受付できません。

- ① 両面とも全ての項目を正確に記入してください。(別紙「学校開放利用の手引き」p.11～12 参照)
- ② 事務連絡者(代表者の兼務可)は常時連絡の取れる方にしてください。
※連絡者のメールアドレスは必ずご記入ください。
- ③ 団体の事務連絡者の方は、団体登録申請時にインターネットでの「令和7年度 新潟市学校開放一斉メール」の登録が必要です。(別紙「学校開放利用の手引き」p.2～4 参照)
- ④ 代表者、事務連絡者を含む4名(子ども含まず)の方は、住所・電話番号・勤務先等の明記をお願いします。
- ⑤ 小中高生だけで構成されている団体は、利用時に同行できる代表者、事務連絡者として、保護者もしくは指導者を登録してください。
- ⑥ 利用したい学校名を1校記入してください。
- ⑦ 利用の曜日と時間を記入してください。

※原則として、1回の利用時間は2時間単位になります。

4 申請書の提出について

(1)提出方法

直接もしくは郵送、メールで岩室地区公民館へ提出してください。

*メールで申請書を送付する場合は、個人情報保護の観点から暗号化することを推奨します。

*申請書に不備があった時は、再度提出していただくことがあります。

申請書は次のいずれかの方法で入手できます。

○岩室地区公民館の窓口 ○新潟市のホームページ(「学校開放事業」で検索)

(2)提出期間 令和7年1月6日(月)～17日(金) 必着 午後5時30分まで

5 利用日時等の決定について

提出された書類に基づき利用できる曜日・時間は調整会議で決定します。調整会議の日程は、公民館から事務連絡者に連絡いたします。

6 問合せ及び提出先

〒953-0132 新潟市西蒲区西中 860 番地

岩室地区公民館 学校開放業務担当 TEL 0256(72)8844

e-mail : iwamuro.co@city.niigata.lg.jp

【西蒲区共通】

令和7年度学校開放事業 団体登録（変更）申請フォーム

下記の二次元コードまたはURLから団体登録（変更）申請をおこなってください。

※申請するには、毎年度事前に利用者登録が必要です。

・二次元コード



URL :

<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/853d4967-41a1-4587-abed-7fbc6a3fa80c/start>

令和7年度 西川地区小学校開放利用団体登録について

1 利用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(お盆:8月9日～17日及び前後数日間、年末年始:12月27日～1月4日及び前後数日間を除く。)

※学校行事、工事、災害時の対応等で利用中止をお願いする場合がありますのでご了承ください。

2 小学校の利用団体について

(1)利用団体の条件は以下のとおりです。

- ① 10名以上のメンバーで構成され、原則として当該小学校区に在住・在勤・在学する者であること。
- ② 原則として屋内種目であること。
- ③ 営利を目的としないこと。(営利とは:「指導者及び主催者が、会員からの会費・謝金などにより、生計の全部もしくは一部を立てていることを指す)

(2)小学校の学校開放はスポーツ振興会等が中心となり、自主運営を行っています。各団体は利用する小学校の「学校開放運営委員会」に加入し、「調整会議」の出席が義務付けられますので、ご了承ください。

3 申請書の記入上の注意

(1)「団体登録(変更)申請書」※記入もれがある場合は受付できません。

- ① 両面とも全ての項目を正確に記入してください。(別紙「学校開放利用の手引き」p.11～12 参照)
- ② 事務連絡者(代表者の兼務可)は常時連絡の取れる方にしてください。
- ③ 団体の事務連絡者の方は、団体登録申請時にインターネットでの「令和7年度 新潟市学校開放一斉メール」の登録が必要です。(別紙「学校開放利用の手引き」p2～4 参照)
- ④ 代表者、事務連絡者を含む4名(子ども含まず)の方は、住所・電話番号・勤務先等の明記をお願いします。
- ⑤ 小中高生だけで構成されている団体は、利用時に同行できる代表者、事務連絡者として、保護者もしくは指導者を必ず登録してください。
- ⑥ 希望の曜日と時間を記入してください。

※原則として、1回の利用時間は2時間単位になります。

(2)「年間定期利用許可申請書」

(3)「学校施設使用料免除対象団体認定申請書」(該当する団体のみ)

4 申請書の提出について

(1)提出方法:西川地区公民館への提出(持参または郵送)してください。

※FAXでの受付はできません。

申請書に不備があった時は、再度提出していただくことがあります。

○申請書は次のいずれかの方法で入手できます。

○西川地区公民館の窓口 ○新潟市のホームページ(「学校開放事業」で検索)

(2)提出期間 **令和7年1月6日(月)～17日(金) 必着 午後5時30分まで**

5 利用日時等の決定について

提出された書類に基づいて、利用できる曜日・時間等を調整し決定いたします。

6 問合せ及び提出先

〒959-0422

新潟市西蒲区曾根1951番地

西川地区公民館 学校開放業務担当 (平日:8時30分から17時15分) TEL 0256(88)2334

e-mail : nishikawa.co@city.niigata.lg.jp

【西蒲区共通】

令和7年度学校開放事業 団体登録（変更）申請フォーム

下記の二次元コードまたはURLから団体登録（変更）申請をおこなってください。

※申請するには、毎年度事前に利用者登録が必要です。

・ 二次元コード



URL :

<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/853d4967-41a1-4587-abed-7fbc6a3fa80c/start>

令和7年度 潟東地区小学校開放利用団体登録について

1 利用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(お盆:8月9日～17日及び前後数日間、年末年始:12月27日～1月4日及び前後数日間を除く。)

※学校行事、工事、災害時の対応等で利用中止をお願いする場合がありますのでご了承ください。

2 小学校の利用団体について

(1)利用団体の条件は以下のとおりです。

- ① 10名以上のメンバーで構成され、潟東地区に在住・在勤・在学する者であること。
- ② 原則として屋内種目であること。
- ③ 営利を目的としないこと。(営利とは:「指導者及び主催者が、会員からの会費・謝金などにより、生計の全部もしくは一部を立てていることを指す)

(2)小学校の学校開放は自主運営を行っているため、各団体は利用する小学校の「学校開放運営委員会」に加入し、「調整会議」の出席が義務付けられますので、ご了承ください。

3 申請書の記入上の注意

「団体登録(変更)申請書」※記入もれがある場合は受付できません。

- ① 両面とも全ての項目を正確に記入してください。(別紙「学校開放利用の手引き」p.11～12 参照)
- ② 事務連絡者(代表者の兼務可)は常時連絡の取れる方にしてください。
※連絡者のメールアドレスは必ずご記入ください。
- ③ 団体の事務連絡者の方は、団体登録申請時にインターネットでの「令和7年度 新潟市学校開放一斉メール」の登録が必要です。(別紙「学校開放利用の手引き」p.2～4 参照)
- ④ 代表者、事務連絡者を含む4名(子ども含まず)の方は、住所・電話番号・勤務先等の明記をお願いします。
- ⑤ 小中高生だけで構成されている団体は、利用時に同行できる代表者、事務連絡者として、保護者もしくは指導者を登録してください。
- ⑥ 利用したい学校名を1校記入してください。
- ⑦ 利用の曜日と時間を記入してください。

※原則として、1回の利用時間は2時間単位になります。

4 申請書の提出について

(1)提出方法

直接もしくは郵送、メールで潟東地区公民館(潟東ゆう学館)へ提出してください。

*メールで申請書を送付する場合は、個人情報保護の観点から暗号化することを推奨します。

*申請書に不備があった時は、再度提出していただくことがあります。

申請書は次のいずれかの方法で入手できます。

○潟東地区公民館(潟東ゆう学館)の窓口 ○新潟市のホームページ(「学校開放事業」で検索)

(2)提出期間 **令和7年1月6日(月)～17日(金) 必着 午後5時30分まで**

5 利用日時等の決定について

提出された書類に基づき利用できる曜日・時間は調整会議で決定します。調整会議の日程は、公民館から事務連絡者に連絡いたします。

6 問合せ及び提出先

〒959-0505 新潟市西蒲区三方10

潟東地区公民館 学校開放業務担当 TEL 0256(86)3077

e-mail : katahigashi.co@city.niigata.lg.jp

【西蒲区共通】

令和7年度学校開放事業 団体登録（変更）申請フォーム

下記の二次元コードまたはURLから団体登録（変更）申請をおこなってください。

※申請するには、毎年度事前に利用者登録が必要です。

・二次元コード



URL :

<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/853d4967-41a1-4587-abed-7fbc6a3fa80c/start>

令和7年度 中之口地区小学校開放利用団体登録について

1 利用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(お盆:8月9日～17日及び前後数日間、年末年始:12月27日～1月4日及び前後数日間を除く。)

※学校行事、工事、災害時の対応等で利用中止をお願いする場合がありますのでご了承ください。

2 小学校の利用団体について

(1)利用団体の条件は以下のとおりです。

- ① 10名以上のメンバーで構成され、中之口地区に在住・在勤・在学する者であること。
- ② 原則として屋内種目であること。
- ③ 営利を目的としないこと。(営利とは:「指導者及び主催者が、会員からの会費・謝金などにより、生計の全部もしくは一部を立てていることを指す)

(2)小学校の学校開放は自主運営を行っているため、各団体は利用する小学校の「学校開放運営委員会」に加入し、「調整会議」の出席が義務付けられますので、ご了承ください。

3 申請書の記入上の注意

「団体登録(変更)申請書」※記入もれがある場合は受付できません。

- ① 両面とも全ての項目を正確に記入してください。(別紙「学校開放利用の手引き」p.11～12 参照)
- ② 事務連絡者(代表者の兼務可)は常時連絡の取れる方にしてください。
- ③ 団体の事務連絡者の方は、団体登録申請時にインターネットでの「令和7年度 新潟市学校開放一斉メール」の登録が必要です。(別紙「学校開放利用の手引き」p.2～4 参照)
- ④ 代表者、事務連絡者を含む4名(子ども含まず)の方は、住所・電話番号・勤務先等の明記をお願いします。
- ⑤ 小中高生だけで構成されている団体は、利用時に同行できる代表者、事務連絡者として、保護者もしくは指導者を登録してください。
- ⑥ 希望の曜日と時間を記入してください。

※原則として、1回の利用時間は2時間単位になります。

- ⑦ 利用できる曜日・時間は学校開放運営委員会による調整会議で決定します。
※新規団体には、公民館から調整会議の日程を事務連絡者に連絡いたします。

4 申請書の提出について

(1)提出方法

【新規団体】

直接もしくは郵送、メールで中之口地区公民館へ提出してください。

*メールで申請書を送付する場合は、個人情報保護の観点から暗号化することを推奨します。

*申請書に不備があった時は、再度提出していただくことがあります。

申請書は次のいずれかの方法で入手できます。

○中之口地区公民館の窓口 ○新潟市のホームページ(「学校開放事業」で検索)

【令和5年度からの継続利用団体】

(1)提出方法 運営主任が取りまとめ、中之口地区公民館へ提出(持参または郵送)してください。

※FAXでの受付はできません

(2)提出期間 **令和7年1月6日(月)～16日(金) 必着** 午後5時30分まで

5 その他

校区及び地区のスポーツ振興会主催事業へ積極的にご参加ください。

6 問合せ及び提出先

〒950-1327 新潟市西蒲区中之口 310 番地

中之口地区公民館 学校開放業務担当 TEL 025(375)5008

e-mail : nakanokuchi.co@city.niigata.lg.jp

【西蒲区共通】

令和7年度学校開放事業 団体登録（変更）申請フォーム

下記の二次元コードまたはURLから団体登録（変更）申請をおこなってください。

※申請するには、毎年度事前に利用者登録が必要です。

・ 二次元コード



URL :

<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/853d4967-41a1-4587-abed-7fbc6a3fa80c/start>

令和7年度 巻地区小学校開放利用団体登録について

1 利用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(お盆:8月9日～17日及び前後数日間、年末年始:12月27日～1月4日及び前後数日間を除く。)

※学校行事、工事、災害時の対応等で利用中止をお願いする場合がありますのでご了承ください。

2 小学校の利用団体について

(1)利用団体の条件は以下のとおりです。

- ① 10名以上のメンバーで構成され、巻地区に在住・在勤・在学する者であること。
- ②原則として屋内種目であること。
- ③営利を目的としないこと。(営利とは:「指導者及び主催者が、会員からの会費・謝金などにより、生計の全部もしくは一部を立てていることを指す」)

(2)小学校の学校開放は自主運営を行っているため、各団体は利用する小学校の「学校開放運営委員会」に加入し、「調整会議」の出席が義務付けられますので、ご了承ください。

3 申請書の記入上の注意

「団体登録(変更)申請書」※記入もれがある場合は受付できません。

- ① 両面とも全ての項目を正確に記入してください。(別紙「学校開放利用の手引き」p.11～12参照)
- ② 事務連絡者(代表者の兼務可)は常時連絡の取れる方にしてください。
- ③ 団体の事務連絡者の方は、団体登録申請時にインターネットでの「令和7年度 新潟市学校開放一斉メール」の登録を行ってください。利用年度ごとに登録が必要です。(別紙「学校開放利用の手引き」p.2～4参照)
- ④ 代表者、事務連絡者を含む4名(子ども含まず)の方は、住所・電話番号・勤務先等の明記をお願いします。
- ⑤ 小中高生だけで構成されている団体は、利用時に同行できる代表者、事務連絡者として、保護者もしくは指導者を登録してください。
- ⑥ 希望の曜日と時間を記入してください。
※原則として、1回の利用時間は2時間単位になります。
- ⑦ 利用できる曜日・時間は学校開放運営委員会による調整会議で決定します。
※新規団体には、地域総務課から調整会議の日程を事務連絡者に連絡いたします。

4 申請書の提出について

(1)提出方法

【令和6年度からの継続利用団体】

運営主任が取りまとめ、西蒲区役所地域総務課へ提出(持参または郵送)してください。

※FAX等での受付はできません

【新規団体】

原則、「新潟市オンライン申請システム e-NIIGATA」(裏面の申請フォーム)を利用して申請してください。利用できない場合は、直接もしくは郵送、メールで西蒲区役所地域総務課(区役所2階)へ提出してください。

*メールで申請書を送付する場合は、個人情報保護の観点から暗号化することを推奨します。

*申請書に不備があった時は、再度提出していただくことがあります。

申請書は次のいずれかの方法で入手できます。

○西蒲区役所地域総務課の窓口(区役所2階) ○新潟市のホームページ(「学校開放事業」で検索)

(2)提出期間 令和7年1月6日(月)～17日(金) 必着 午後5時30分まで

5 その他

校区及び地区のスポーツ振興会主催事業へ積極的にご参加ください。

6 問合せ及び提出先

〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲 2690 番地 1

西蒲区役所地域総務課 広報・文化スポーツ担当 TEL 0256(72)8194

e-mail : chiikisomu.nsk@city.niigata.lg.jp

【西蒲区共通】

令和7年度学校開放事業 団体登録（変更）申請フォーム

下記の二次元コードまたはURLから団体登録（変更）申請ができます。

※申請するには、毎年度事前に利用者登録が必要です。

・二次元コード



URL :

<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/853d4967-41a1-4587-abed-7fbc6a3fa80c/start>

令和7年度 岩室地区中学校開放利用団体登録について

1 利用期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

(お盆:8月9日～17日及び前後数日間、年末年始:12月27日～1月4日及び前後数日間を除く。)

※学校行事、工事、災害時の対応等で利用中止をお願いする場合がありますのでご了承ください。

2 岩室地区開放学校

岩室中学校 (1校)

3 中学校の利用団体について

(1)利用団体の条件は以下のとおりです。

- ① 10名以上のメンバーで構成され、新潟市に在住・在勤・在学する者であること。
- ② 原則として屋内種目であること。
- ③ 営利を目的としないこと。(営利とは:「指導者及び主催者が、会員からの会費・謝金などにより、生計の全部もしくは一部を立てていることを指す」)

4 申請書の記入上の注意

「団体登録(変更)申請書」※記入もれがある場合は受付できません。

- ① 両面とも全ての項目を正確に記入してください。(別紙「学校開放利用の手引き」p.11～12 参照)
- ② 事務連絡者(代表者の兼務可)は常時連絡の取れる方にしてください。
※連絡者のメールアドレスは必ずご記入ください。
- ③ 団体の事務連絡者の方は、団体登録申請時にインターネットでの「令和6年度 新潟市学校開放一斉メール」の登録が必要です。(別紙「学校開放利用の手引き」p.2～4 参照)
- ④ 代表者、事務連絡者を含む4名(子ども含まず)の方は、住所・電話番号・勤務先等の明記をお願いします。
- ⑤ 小中高生だけで構成されている団体は、利用時に同行できる代表者、事務連絡者として、保護者もしくは指導者を登録してください。
- ⑥ 利用したい学校名を1校記入してください。
- ⑦ 利用の曜日と時間を記入してください。

※原則として、1回の利用時間は2時間単位になります。週に1団体につき1校1枠の申請です。

5 申請書の提出について

(1)提出方法

「新潟市オンライン申請システム e-NIIGATA」からの申請になります。オンライン申請が利用できない場合は、直接もしくは郵送、メールで岩室地区公民館へ提出してください。

*メールで申請書を送付する場合は、個人情報保護の観点から暗号化することを推奨します。

*申請書に不備があった時は、再度提出していただくことがあります。

申請書は次のいずれかの方法で入手できます。

○岩室地区公民館の窓口 ○新潟市のホームページ(「学校開放事業」で検索)

(2)提出期間 令和7年1月6日(月)～17日(金) 必着 午後5時30分まで

6 利用日時等の決定について

提出された書類に基づき利用できる曜日・時間は調整会議で決定します。調整会議の日程は、公民館から事務連絡者に連絡いたします。

7 問合せ及び提出先

〒953-0132 新潟市西蒲区西中 860 番地

岩室地区公民館 学校開放業務担当 TEL 0256(72)8844

e-mail : iwamuro.co@city.niigata.lg.jp

【西蒲区共通】

令和7年度学校開放事業 団体登録（変更）申請フォーム

下記の二次元コードまたはURLから団体登録（変更）申請をおこなってください。

※申請するには、毎年度事前に利用者登録が必要です。

・二次元コード



URL :

<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/853d4967-41a1-4587-abed-7fbc6a3fa80c/start>

令和7年度 西川地区中学校開放利用団体登録について

1 利用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(お盆:8月9日～17日及び前後数日間、年末年始:12月27日～1月4日及び前後数日間を除く。)

※学校行事、工事、災害時の対応等で利用中止をお願いする場合がありますのでご了承ください。

2 西川地区開放学校

西川中学校 (1校)

3 中学校の利用団体について

(1)利用団体の条件は以下のとおりです。

- ① 10名以上のメンバーで構成され、新潟市に在住・在勤・在学する者であること。
- ② 原則として屋内種目であること。
- ③ 営利を目的としないこと。(営利とは:「指導者及び主催者が、会員からの会費・謝金などにより、生計の全部もしくは一部を立てていることを指す」)

4 申請書の記入上の注意

「団体登録(変更)申請書」※記入もれがある場合は受付できません。

- ① 両面とも全ての項目を正確に記入してください。(別紙「学校開放利用の手引き」p.11～12 参照)
- ② 事務連絡者(代表者の兼務可)は常時連絡の取れる方にしてください。
※連絡者のメールアドレスは必ずご記入ください。
- ③ 団体の事務連絡者の方は、団体登録申請時にインターネットでの「令和7年度 新潟市学校開放一斉メール」の登録が必要です。(別紙「学校開放利用の手引き」p.2～4 参照)
- ④ 代表者、事務連絡者を含む4名(子ども含まず)の方は、住所・電話番号・勤務先等の明記をお願いします。
- ⑤ 小中高生だけで構成されている団体は、利用時に同行できる代表者、事務連絡者として、保護者もしくは指導者を必ず登録してください。
- ⑥ 利用したい学校名を1校記入してください。
- ⑦ 利用の曜日と時間を記入してください。

※原則として、1回の利用時間は2時間単位になります。

5 申請書の提出について

(1)提出方法

「新潟市オンライン申請システム e-NIIGATA」からの申請になります。

オンライン申請が利用できない場合は、直接西川地区公民館へ提出(持参または郵送)してください。

*申請書に不備があった時は、再度提出していただくことがあります。

*申請書は次のいずれかの方法で入手できます。

○西川地区公民館の窓口 ○新潟市のホームページ(「学校開放事業」で検索)

(2)提出期間 令和7年1月6日(月)～17日(金) **必着** 午後5時30分まで

6 利用日時等の決定について

提出された書類に基づいて利用できる曜日・時間を調整し決定いたします。

7 問合せ及び提出先

〒959-0422 新潟市西蒲区曾根 1951 番地

西川地区公民館 学校開放業務担当 (平日:8時30分から17時15分) TEL 0256(88)2334

e-mail : nishikawa.co@city.niigata.lg.jp

【西蒲区共通】

令和7年度学校開放事業 団体登録（変更）申請フォーム

下記の二次元コードまたはURLから団体登録（変更）申請をおこなってください。

※申請するには、毎年度事前に利用者登録が必要です。

・二次元コード



URL :

<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/853d4967-41a1-4587-abed-7fbc6a3fa80c/start>

令和7年度 潟東地区中学校開放利用団体登録について

1 利用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(お盆:8月9日～17日及び前後数日間、年末年始:12月27日～1月4日及び前後数日間を除く。)

※学校行事、工事、災害時の対応等で利用中止をお願いする場合がありますのでご了承ください。

2 潟東地区開放学校

潟東中学校 (1校)

3 中学校の利用団体について

(1)利用団体の条件は以下のとおりです。

- ① 10名以上のメンバーで構成され、新潟市に在住・在勤・在学する者であること。
- ② 原則として屋内種目であること。
- ③ 営利を目的としないこと。(営利とは:「指導者及び主催者が、会員からの会費・謝金などにより、生計の全部もしくは一部を立てていることを指す」)

4 申請書の記入上の注意

「団体登録(変更)申請書」※記入もれがある場合は受付できません。

- ① 両面とも全ての項目を正確に記入してください。(別紙「学校開放利用の手引き」p.11～12 参照)
- ② 事務連絡者(代表者の兼務可)は常時連絡の取れる方にしてください。
※連絡者のメールアドレスは必ずご記入ください。
- ③ 団体の事務連絡者の方は、団体登録申請時にインターネットでの「令和7年度 新潟市学校開放一斉メール」の登録が必要です。(別紙「学校開放利用の手引き」p.2～4 参照)
- ④ 代表者、事務連絡者を含む4名(子ども含まず)の方は、住所・電話番号・勤務先等の明記をお願いします。
- ⑤ 小中高生だけで構成されている団体は、利用時に同行できる代表者、事務連絡者として、保護者もしくは指導者を登録してください。
- ⑥ 利用したい学校名を1校記入してください。
- ⑦ 利用の曜日と時間を記入してください。

※原則として、1回の利用時間は2時間単位になります。

5 申請書の提出について

(1)提出方法

「新潟市オンライン申請システム e-NIIGATA」からの申請になります。オンライン申請が利用できない場合は、直接もしくは郵送、メールで潟東地区公民館(潟東ゆう学館)へ提出してください。

*メールで申請書を送付する場合は、個人情報保護の観点から暗号化することを推奨します。

*申請書に不備があった時は、再度提出していただくことがあります。

申請書は次のいずれかの方法で入手できます。

○潟東地区公民館(潟東ゆう学館)の窓口 ○新潟市のホームページ(「学校開放事業」で検索)

(2)提出期間 **令和7年1月6日(月)～17日(金) 必着 午後5時30分まで**

6 利用日時等の決定について

提出された書類に基づき利用できる曜日・時間は調整会議で決定します。調整会議の日程は、公民館から事務連絡者に連絡いたします。

7 問合せ及び提出先

〒959-0505 新潟市西蒲区三方10

潟東地区公民館 学校開放業務担当 TEL 0256(86)3077

e-mail : katahigashi.co@city.niigata.lg.jp

【西蒲区共通】

令和7年度学校開放事業 団体登録（変更）申請フォーム

下記の二次元コードまたはURLから団体登録（変更）申請をおこなってください。

※申請するには、毎年度事前に利用者登録が必要です。

・二次元コード



URL :

<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/853d4967-41a1-4587-abed-7fbc6a3fa80c/start>

令和7年度 中之口地区中学校開放利用団体登録について

1 利用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(お盆:8月9日～17日及び前後数日間、年末年始:12月27日～1月4日及び前後数日間を除く。)

※学校行事、工事、災害時の対応等で利用中止をお願いする場合がありますのでご了承ください。

2 中之口地区開放学校

中之口中学校 (1校)

3 中学校の利用団体について

(1)利用団体の条件は以下のとおりです。

- ① 10名以上のメンバーで構成され、新潟市に在住・在勤・在学する者であること。
- ② 原則として屋内種目であること。
- ③ 営利を目的としないこと。(営利とは:「指導者及び主催者が、会員からの会費・謝金などにより、生計の全部もしくは一部を立てていることを指す」)

4 申請書の記入上の注意

「団体登録(変更)申請書」※記入もれがある場合は受付できません。

- ① 両面とも全ての項目を正確に記入してください。(別紙「学校開放利用の手引き」p.11～12 参照)
- ② 事務連絡者(代表者の兼務可)は常時連絡の取れる方にしてください。
※連絡者のメールアドレスは必ずご記入ください。
- ③ 団体の事務連絡者の方は、団体登録申請時にインターネットでの「令和7年度 新潟市学校開放一斉メール」の登録が必要です。(別紙「学校開放利用の手引き」p.2～4 参照)
- ④ 代表者、事務連絡者を含む4名(子ども含まず)の方は、住所・電話番号・勤務先等の明記をお願いします。
- ⑤ 小中高生だけで構成されている団体は、利用時に同行できる代表者、事務連絡者として、保護者もしくは指導者を登録してください。
- ⑥ 利用したい学校名を1校記入してください。
- ⑦ 利用の曜日と時間を記入してください。

※原則として、1回の利用時間は2時間単位になります。

5 申請書の提出について

(1)提出方法

「新潟市オンライン申請システム e-NIIGATA」からの申請になります。オンライン申請が利用できない場合は、直接もしくは郵送、メールで中之口地区公民館へ提出してください。

*メールで申請書を送付する場合は、個人情報保護の観点から暗号化することを推奨します。

*申請書に不備があった時は、再度提出していただくことがあります。

申請書は次のいずれかの方法で入手できます。

○中之口地区公民館の窓口 ○新潟市のホームページ(「学校開放事業」で検索)

(2)提出期間 **令和7年1月6日(月)～17日(金) 必着 午後5時30分まで**

6 利用日時等の決定について

提出された書類に基づき利用できる曜日・時間は調整会議で決定します。調整会議の日程は、公民館から事務連絡者に連絡いたします。

7 問合せ及び提出先

〒950-1327 新潟市西蒲区中之口 310 番地

中之口地区公民館 学校開放業務担当 TEL 025(375)5008

e-mail : nakanokuchi.co@city.niigata.lg.jp

【西蒲区共通】

令和7年度学校開放事業 団体登録（変更）申請フォーム

下記の二次元コードまたはURLから団体登録（変更）申請をおこなってください。

※申請するには、毎年度事前に利用者登録が必要です。

・二次元コード



URL :

<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/853d4967-41a1-4587-abed-7fbc6a3fa80c/start>

令和7年度 巻地区中学校開放利用団体登録について

1 利用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(お盆:8月9日～17日及び前後数日間、年末年始:12月27日～1月4日及び前後数日間を除く。)

※学校行事、工事、災害時の対応等で利用中止をお願いする場合がありますのでご了承ください。

2 巻地区開放学校

巻西中学校 巻東中学校 (2校)

3 中学校の利用団体について

(1)利用団体の条件は以下のとおりです。

- ① 10名以上のメンバーで構成され、新潟市に在住・在勤・在学する者であること。
- ② 原則として屋内種目であること。
- ③ 営利を目的としないこと。(営利とは:「指導者及び主催者が、会員からの会費・謝金などにより、生計の全部もしくは一部を立てていることを指す」)

4 申請書の記入上の注意

「団体登録(変更)申請書」※記入もれがある場合は受付できません。

- ① 両面とも全ての項目を正確に記入してください。(別紙「学校開放利用の手引き」p.11～12 参照)
- ② 事務連絡者(代表者の兼務可)は常時連絡の取れる方にしてください。
※連絡者のメールアドレスは必ずご記入ください。
- ③ 団体の事務連絡者の方は、団体登録申請時にインターネットでの「令和7年度 新潟市学校開放一斉メール」の登録を行ってください。利用年度ごとに登録が必要です。(別紙「学校開放利用の手引き」p.2～4 参照)
- ④ 代表者、事務連絡者を含む4名(子ども含まず)の方は、住所・電話番号・勤務先等の明記をお願いします。
- ⑤ 小中高生だけで構成されている団体は、利用時に同行できる代表者、事務連絡者として、保護者もしくは指導者を登録してください。
- ⑥ 利用したい学校名を1校記入してください。
- ⑦ 利用の曜日と時間を記入してください。

※原則として、1回の利用時間は2時間単位になります。

5 申請書の提出について

(1)提出方法

原則、「新潟市オンライン申請システム e-NIIGATA」(裏面の二次元コード)からの申請になります。オンライン申請が利用できない場合は、直接もしくは郵送、メールで西蒲区役所地域総務課(区役所2階)へ提出してください。

*メールで申請書を送付する場合は、個人情報保護の観点から暗号化することを推奨します。

*申請書に不備があった時は、再度提出していただくことがあります。

申請書は次のいずれかの方法で入手できます。

○西蒲区役所地域総務課の窓口(区役所2階) ○新潟市のホームページ(「学校開放事業」で検索)

(2)提出期間 **令和7年1月6日(月)～17日(金) 必着 午後5時30分まで**

6 利用日時等の決定について

提出された書類に基づき利用できる曜日・時間は調整会議で決定します。調整会議の日程は、地域総務課から事務連絡者に連絡いたします。

7 問合せ及び提出先

〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲2690番地1

西蒲区役所地域総務課 広報・文化スポーツ担当 TEL 0256(72)8194

e-mail : chiikisomu.nsk@city.niigata.lg.jp

【西蒲区共通】

令和7年度学校開放事業 団体登録（変更）申請フォーム

下記の二次元コードまたはURLから団体登録（変更）申請ができます。

※申請するには、毎年度事前に利用者登録が必要です。

・二次元コード



URL :

<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/853d4967-41a1-4587-abed-7fbc6a3fa80c/start>